

関西労災職業病 8月号

(通巻第188号)

関西労働者安全センター

1990.8.10発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

電話 06-538-0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



◆目次◆

●針灸治療打切り反対訴訟 兵頭正義大阪医大教授が証言	1
●指曲がり症認定闘争 国会で自治大臣が前向き答弁	3
●出稼ぎ過労死裁判柴田訴訟判決迫る	5
●フィールド合宿報告	6
●前線から(ニュース)	7
●こころの病気の話⑩(最終会)	11
●続・胸部レントゲン撮影を考える②	13
●労災上積み補償を考える⑩(最終会)	15
●労災補償もしもし相談⑧	17

兵頭正義大阪医大麻醉科教授が証言

「疼痛治療の権威 針灸治療の効果など明快に証言」

七月三〇日、大阪地裁において注目の兵頭正義大阪医大麻醉科教授の証人尋問が行われた。兵頭証人は、原告側申請の証人として出廷され、この日は原告側代理人による主尋問がおこなわれた。

兵頭証人は、その経歴からもわかるように疼痛治療、ペインクリニックの権威として知られ、早くから東洋医学・針灸療法を西洋医療の現場に取り入れ、大きな成果を上げて学的立場から研究されてきた。

本訴訟が、針灸治療の効果について『普遍的か、部分的か』、どうして針が効くのか（作用機序）について『解説されているか、ほとんど未解明か』、そして、労災保険で針灸

治療が最長一年間と制限されているのは『妥当か、妥当でないか』について争われていることから、まさにうつてつけの証人といえるだろう。以下のような要旨を証言された。

西洋医学の限界を

東洋医学がカバーする

昭和三八年に大阪医大麻醉科が、四一年にはペインクリニックを開設し、外来、入院患者の疼痛治療をおこなうようになった。当初から、神経ブロックなどの西洋医学の方法に加えて、針灸治療を取り入れたがそれ以前からも針灸治療を一部病院内で実施していた。

西洋医学の神経ブロック療法は劇

的な効果があるが、慢性痛など疾患によつては限界がある。海外の状況を知るために昭和四〇年頃に海外視察をした。そのとき、アメリカでは神経ブロックで治らない患者は精神科送りになつていてことを知った。それを見て、日本では医者が治せない痛みを東洋医学で治していくではないか、精神科送りにする前にこれ

兵頭正義(ひょうどう・まさよし)氏略歴

大正15年東京市に生れる。青山小学校、正則中学校を経て、昭和22年父の故郷愛媛県の旧制松山高等学校卒業。昭和23年京都大学農学部中退。昭和27年京都大学医学部卒業後同大学外科入局。昭和28年から31年まで岐阜市民病院外科局員。昭和31年京都大学に麻醉科が設立され助手となる。昭和36年医学博士を授与され、同年国立京都病院に医長として赴任、麻醉科を設立。昭和38年大阪医科大学初代麻醉科部長として就任。翌年教授となり現在に至る。

昭和38年第1回麻酔指導医資格を得る。昭和41年より同大学にてペインクリニックを設置。神経ブロック療法に加え東洋医学ほか幅広い分野にわたる疼痛研究・治療科を目指している。昭和50年日本麻酔学会会長。昭和51年日本鍼灸学会会長。昭和61年日本良導絡自律神経学会会長。

主な著書 「ペインクリニックの実際」南江堂、「痛みの新しい治療法—東洋医学の近代的応用」中外医学社、「S S P 療法」S S P 療法研究会、英文「Ryodoraku Treatment」良導絡研究所、「小麻醉科書」金芳堂。その他ペインクリニック、東洋医学、麻醉学に関する著書多数。

そして、開設当初から針灸治療を導入し成果を上げてきた。

現在、大阪医大ペインクリニック

は外来患者用ベッド数二八、一日外

来患者数七〇、うち神経ブロック治

療のみが四〇%、針灸治療のみが四

〇%、併用一〇%、その他一〇%と

ペインクリニックにおける針灸治療

の占める位置は大きい。

針灸の治療効果に疑いなし

針灸の効果としては、まず、鎮痛

効果があり、これは、非常にある。

効果があるからやっている。西洋医

学における痛みの治療は、薬物療法、

低周波、電気などによる刺激療法な

どがある。これらと比較してどうか

といえば、疾患に対する適応によっ

てその効果は違うが、針灸の適応は

広く、西洋医学よりはるかに効果が

ある場合がある。

その他、血行改善、筋肉弛緩、体

効果について結果をまとめてみると

質・体調改善効果などがある。

どうして針灸で痛みが止まるか。

現代医学では痛みに関する関心が高まり、解明も進んでいる。

(一九七六年の論文)、その効果が

はつきりとあらわれている。

発病一年以上についてみると、十

七例中で、著効四・有効四と約半分

を占め、やや有効四を合わせると七

〇%になる。治りにくい慢性痛に対するものとしては非常に効果が上が

っていることをあらわしている。

腰痛についても(一九八六年の論文) 同様の良い成績を上げている。

針灸は、激しい痛みにももちろん効くが、軽い痛み、慢性的な痛みに

良い適応がある。神経ブロックに比べ小回りがきく。副作用が殆どない。

手技が比較的簡単で、教育をある程度受けければそこそこの効果があがるので、ポピュラリティー(人気・一般性)がある。さらに、体质を改善

するという、東洋医学の「本治療法」としての特質がある。

以上のように兵頭証人は、針灸の効果が明らか、かつ確立しており、

一年で打ち切ることが妥当ではないことを明快に述べたといえるだろう。

★次回は、反対尋問。一応、十一月二六日午後二時半の予定だが、証人の都合により変更の可能性大なので、改めて本誌等でお知らせします。ご

支援・傍聴をお願いします。

頸肩腕症候群に対する針灸の治療

一年以上にも明らかに有効

「指曲がり症」問題 国会で佐藤参院議員(社会)が追及

自治大臣 指曲がり症の公災認定に積極的答弁

自治労は、給食調理員の『指曲がり症』公務災害認定闘争に取り組んでおり、すでに全国で二四都道府県・六三組合・一五六名が公務災害申請し、今も約六〇名が申請準備中だ。しかし、地公災基金の各支部は未だ認定する姿勢をみせず、同時に、「地公災基金本部の指示待ち」と支部として現場実態に即した対応を見せていないのが実情。自治労本部は、四月二〇日に東京で総決起集会を開催、その後も対自治省・労働省の働きかけをすすめている。

六月一九日には、参議院地方行政委員会で佐藤三吾議員(社会党)が公務災害認定問題で質問した中で、指曲がり症を取り上げ、中桐伸五医師(自治労顧問医)が参考人として出席した。

中桐医師は指曲がり症の発生に至る経過について、医学的見地から説明し、さらに、全国調査の結果として、

①同じ女子職員であっても、学校給食調理員は、事務職員の五倍程度発症数が多い

②同年齢でも勤続年数が長い方が発症数が多いので、年齢のせいとはいえない

③一人あたりの調理数が多いほど発症数が多くなる

ことから、『調理作業が原因の公務災害であることは明白』と証言した。さらに、治療経験から、指が曲がる前の初期的段階で適切な治療を加えるならば症状の悪化を防げることも明らかにし、そのためにも一刻も早く公務災害として認定し、全国で推定五千名と言われる被災職員を救済するとともに、再発防止のための職場環境の整備などの措置を早急に講ずるよう求めた。

この発言を受けて、佐藤議員が

「反論はあるか」と質問したのに対し、地公災基金側は「現在多くの認定請求が地公災基金支部に提出されていることは承知している。中桐顧問医の調査・研究には敬意を表す。この認定問題には誠意をもつて対処していきたいが、業務関連性については両論があるので、地公災基金としても専門的機関に依頼する等の調査・研究を進めており、その結果を得たうえで最終的な判断をしたい」と答えた。

奥田自治大臣

『前向きに行く方向で』

最後に、再発防止を含め職場の安

全衛生体制の充実と早期認定について大臣見解を求めたのに対して、奥田大臣を以下のように、注目すべき答弁を次のような要旨で行った。

「自治体職場において労働災害をなくすとの基本的姿勢で対処するのは当然のことである。指曲がり症の認定については中桐参考人の意見を聞くと、データとしても客観的であり、業務との因果関係もはつきりしていると思われるので、前向きに対処していく。」

また、申請後二年も経ているのとことだが、新しいケースとしての判断を求められているもののため、専門的な意見を求めるなど、慎重に進めている面もあり、特にご理解願い

たい。被災者の身になって、前向きに行くであろうと期待している」

この大臣答弁は、従来の自治省・地公災基金の見解と比較して大きく

踏み込んでおり、認定に積極的なものとして評価でき、認定に向け、これを生かしていくことが重要だ。

一方、答弁の中で出てきた「調査・研究」とは、中央災害防止協会が進めている調査と考えられており、すでに岐阜県と群馬県下の一部自治体等で実態調査が進められていると伝えられている。その調査は、現に多くの申請者を抱える自治体とは無関係に行われていると考えられ、結果如何で必ずしも予断を許さない。

ブックレット・

『自治体労働と安全衛生』

—自治労安全衛生対策室編〔発行〕労働基準調査会—

『学校給食』 調理員の安全と健康

『七曲がり症』 コンピュータと変化する事務作業

『職場のメンタルヘルス』 ストレス対策と精神保健活動のすすめ

★五〇〇円

お申込みは、関西労働者センターまで

柴田久雄さんは出稼ぎ仕事で脳卒中になつた

来る九月十九日午後一時に、秋田からの出稼労働者の脳卒中労災裁判 柴田訴訟の控訴審判決が大阪高裁で 言い渡される。（本誌六月号では七 月二十五日判決と掲載したが、その後 大阪高裁から延期の連絡があった。） 大阪地裁が八八年五月十六日に言 い渡した一審判決では、出稼労働者 の劣悪な労働環境、生活環境が柴田 氏の健康に影響を及ぼし、基礎疾病 の高血圧症と共に脳卒中の発症 の原因を招いたと認定し、処分取消 で業務上との結論を導き出している。

控訴審での、天満労基署側に主張は、 あくまで高血圧症が自然増悪しての 発症であり、保険財政の面から見て もここまで補償はできないというも ので、一審段階以上の新たな主張は 見られなかつた。また三人の医学証 人調べでも、業務との関係を否定す る新たな証拠は見当たらなかつた。 以上の経過からみると、地裁判決 を覆すに足るものはないといえよう。 しかし、控訴審段階で業務外と逆転 する判決も出されている。今年五月 二九日に大阪高裁が下した、和歌山 のトレーラー運転手の急性心不全死 亡に対する和歌山労基署の不支給処 分取消を求めた訴訟に対する控訴審 判決は、業務上とした一審判決を逆 転し、業務外とした。この裁判では、

被災者が有給休暇を取得し、日祝日 も休んでいたという事實をもって、 心不全を引き起こすほどの過重な勞 働ではなかつたとしている。

判決	九月十九日午後一時
報告集会	大阪高裁一〇〇七号法廷 十九日午後二時～三時半

実際、労働省の循環器疾患に対す

る労災認定基準の枠を理のあるもの とするか、そうでないか、また柴田 訴訟においても事実認定をどう取る かで判決の結論は全く予断を許さな いと言えよう。

判決は九月十九日の午後一時から 大阪高裁一〇〇七号法廷で言い渡さ れる。この裁判を支援してきた全国 出稼組合連合会と関西労働者安全セ ンターでは、当日の法廷終了後報告 集会を予定している。皆さんの傍聴 支援をお願いしたい。

‘90南大阪・尼崎

労働フィールド合宿を終えて



とが原因で、来年以降は参加呼びかけの強化と同時にスケジュールの綿密な調整が必要であることを引き継いでいきたいと思います。

三日目（十一日）は、二班に分かれて全港湾大阪埠頭分会と浪速埠頭

なりました。初日（九日）は、全港湾建設支部尾崎委員長より建設支部の闘いを中心に講演をしていただき、フィールド合宿のまとめとして、松浦良和先生に診療所設立から現状の基調の討議を行いました。二日目（十日）はいよいよ労組訪問ということで、さきのメンバーで阪神医生協会、安全センター、松浦診療所、各労組の多くの方にたいへんお世話になりました。この場を借りてお礼を申し上げますと同時に今回のフィールド合宿の報告をしていきたいと思います。

した。

九月上旬からは、実行委だけでなく、参加者にも広く呼びかけて総括作業に入っています。できるだけ早く報告集（昨年度の分は今年のフィールド直前に完成するという惨状でしたが）を編集し、各労組へフィールドの成果を報告するとともに、今後の学生の情宣に利用していくことを考えてています。

最後に、お世話になつた皆様に心より感謝いたします。

前線から

入院中の振動病患者に
症状固定を通告の。

奈良



土生(奈良)
局医

継続しよう



奈良労働基
準局が理不尽
な振動病被災
者の休業補償
打ち切りを強
行している問
題で、七月九
日と十七日の二度にわたつ
て局医の土生医師と話し合
いを行つた。

養補償、傷病補償年金の打
切りを通告する、あるいは
紀和病院に入院中の患者に
療養・休業補償の打切りを
通告する、といったやみく
もな打切りを行つてゐる。

土生医師は、局医としてこ
うした不当な打ち切りに医
学的な「正当性」を与えて
きた医師である。

彼に対し、振動病患者の
治療に当たってきた紀和病

院院長新井医師は、「主治
医と局医の意見の一致に向
けて最大限努力する」とい
う新たな労働省見解を踏ま

えて土生に公開
質問状を提出、
理不尽な打ち切
りについての意
見と今後の打ち

始不誠実な対応を取り続け
ている。しばらくブランク
ができたが、今後も粘り強く
土生氏の姿勢を質してい
きたい。

大淀町保健管理センターに
赴き、回答を行うよう要望
した。しかし土生氏は、
「対応は局に一任してあり、入
院中の患者の療養を打ち切
るはずがない」などと、終

う意思の有無について意見
を質している。しかし、土
生医師は質問状への回答を
サボタージュしている。わ
れわれは、土生氏の勤める

切り問題に関する
意見交換を行
う

週5時間の超長時間労働者
プラスチック成型工場の労働者

脳内出血により死亡

八月九日、仕事中脳内出
血で死亡したKさんの遺族
補償請求を奥さんが堺監督

署に提出した。

Kさんは、プラスチック
成型工場T社に六四年

に入社、機械の操作など業務全体に渡り工場の実質的な責任者として勤務していた。Kさんの一週間の勤務形態は、月～水の三日間、残業を含め約十一時間の夜勤を続け、木曜の夕方に夜勤に入り、金曜の昼間に会社の食堂で約五時間の仮眠をとり、そのまま夜勤に入り、土曜日の昼頃に勤務を終えるというものであった。

しかし八八年十月十九日に発症前の九月頃から注文が増加、土曜日も四～五時間の仮眠の後、みたび夜勤に入り、日曜日の午前中まで勤かなければならないことが多くなった。発症直前の一週間を見ると、木曜日から日曜日までの仮眠時間を含めた労働時間は六〇時間を越え、一週間の労働時

間は九五時間であった。こうした常軌を逸する長時間労働に加えて、名張の自宅から堺の工場までの四時間以上を越える通勤時間は、Kさんは高血圧の症状を強く示唆している。

大阪

観光バス運転の不当解雇

会社と交渉

H観光バス会社のAさんは、工場見学のバス送迎中に外国人の乗客が頭ぶつけ

そうになるの咄嗟にかばつた際、テレビの角に頭を強打し倒れ、二〇日間入院し、

Aは、テレビの位置がよくなないと、再三再四会社に改善要求をしていたあげく

安全センターに相談があ

る事故であったことから、労災の協定上積み補償へのプラス分を会社に要求した。

ところが、会社はこれを嫌

間は九五時間であった。こ

の疲労を一層増大させ、

わゆる発症直前の「異常な出来事」のない過重負荷の

労働に加えて、名張の自宅から堺の工場までの四時間はなく、医師も過労との関係を強く示唆している。

Kさんは高血圧の症状はなく、医師も過労との関係を強く示唆している。い

くないと、再三再四会社に改善要求をしていたあげく

つたもので全港湾大阪支部

と協力して取り組みをはじめたところだ。

「解雇」を通告するという態度にでてきたのである。

しかし、上積み補償を要求

したら「解雇」などとは許

されるはずはない。

安全センターに相談があ

る事故であったことから、

労災の協定上積み補償への

プラス分を会社に要求した。

ところが、会社はこれを嫌

病院調理場を

安全衛生点検。

診にも取り組むことにしている。

大阪地域労組山紀分会

大阪地域労組山紀分会では、調理場の職場改善の取り組みの一つとして、安全センターと車谷医師（奈良医大公衆衛生）の協力で調理場の施設・設備の点検を行った。

これらは、調理員の作業負担を減らすポイントとなる台車や補助台の導入を妨げる原因になるの改善が肝要と考えられた。

対象となった山本第一病院（西成区）は一九〇床の病院で職員八〇数名で、入院患者と職員に食事を供給している。点検してわかったことは、スペースが狭い、床に段差がある等、基本的な点に問題があることがわかった。

点検してわかったことは、

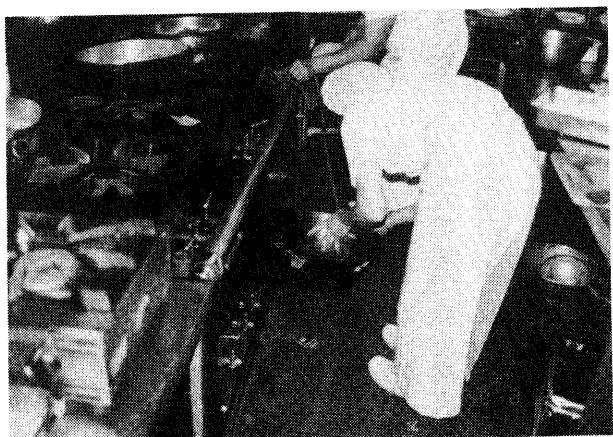
スペースが狭い、床に段差がある等、基本的な点に問題があることがわかった。

有給休暇最後の日の出勤

労災申請で会社と交渉

まどまって有給休暇を仕事の準備のため会社へ出た最後の日に、翌日

て交通事故に遭った全港湾



大阪支部浪速埠頭分会のYさんとの労災補償請求について同支部安全衛生委員会は取り組みを進めている。

くことを告げ出発したことなど、明らかに業務上の災害ということができる。会社側は事故発生から時期が

で請求をすることにした。交通事故の場合には、自動車保険との関係で、業務させておく必要がある。

全国 安全センターが
実務担当者向け。○○
安衛学校を開校
11/23-1-25

の足で、翌日からの勤務の準備のため会社へ出向き、現場へ自動車で向かう途中の信号待ちで追突され、頸部捻挫の障害を受けた。Yさんは当初から、相手方の自動車保険で治療補償、損害賠償の交渉を進めてきたが、治療の充分な継続のため、労災補償の請求を行った。

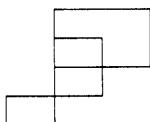
このケースは、有給休暇中の自発的な出勤とはいえ、翌日の仕事のために当然必要な業務であったこと、会社事務所へ出向き現場へ行

全国労働安全衛生センター連絡会議（全国安全センター）では、第一回労働安全衛生学校の開催を計画している。これは、全国で活動している地域安全センターの実務担当者や労組の安全衛生担当者を対象としたもので、地域安全セ

タ一運動の強化のために、全国センター発足当初から開催が期待されていたもの。内容は、ILOの「労働安全衛生トレーニングマニュアル」を利用した自主運動の進め方や、過労死など労災認定問題のケースス

タディなど、地域安全センターの実務能力を強化するためのものとしている。

開催時期は十一月二三日から二五日の二泊三日で、定員は約五〇人。場所は関西が予定され、安全衛生学校事務局は関西センターが担当することになっている。内容、費用など詳細は全国安全センター事務局で今後決定し、九月中にも全国に参加をよびかけることにな



連載を終えるにあたって――

(12)

連載を終えるにあたって―― 小川・渡辺診療所 渡辺哲雄

戦後の社会の変遷、長い歴史の中でみれば、ようやく半世紀になろう

とする短時間ではありますが、この

短期間の変化としては非常にめまぐるしいものがあります。社会的にみ

ても経済的にみても政治的にみても

激動の時代といえるのではないでし

ょうか。つまり、社会の経済構造から、家族構造の変化、労働内容や、学校生活の変化など、基底の部分から文化・風俗・風潮まで、大きくゆれうござながら変化してきました。

こうした中で、いわゆる「管理社会の強化」がすすみ、ストレス社会といわれる要素がつよくなってきています。さきほん、「メンタル・ヘ

ルス」という言葉がはやりになりつつあるのも、それだけ種々の問題が表面化しつつあるからでしょう。

ふくみながらの変化であるようにおもいます。

こうしたなかでは、心の病気についての既成の精神科の診断学もたえず修正を余儀なくされます。

経済的のある病気がある症状がひとむかしまえとはかわり、内容もあらわれかたも

ながら、片方では、たいへんあぶなげな傾向がうまれてきていくともいえます。

経済成長の成果をちょうど裏返したような「貧困化」がすすんでいるような気もします。しかも、その内容は単純ではなく、何かよくわからぬもの、正体のつかめないものを

いよな症状が出現してきます。

大雑把にいって、こころの病気は、全体として増加しつつあり、かつ多様化しつつあるという印象をうけま

す。

ですから、狭い意味での診断・治療とともに、上記の観点からの広いカウンセリング的な対処も重要な立場であります。

五〇人に一人は

精神・神経科的病氣に

いまや、精神科の病氣については誰かしらない人のしらない問題といふうにはいいにくい状態になってきたのです。

統計的にいふと、せまい意味での精神病についても、およそ一〇〇人には一人、おとしよりの痴呆や軽い心身症までふくめた範囲でかんがえると五〇人にひとりはなんらかの精神

・神経科的な病氣にかかっているといえます。すると、こうした病氣はけつてめずらしい病氣とはいふことになります。それで、精神科を受診すること、治療をうけること

について社会的なマイナスの烙印を実際おおげさに構えることもないといえそうです。

最近は、心の病氣についての警告がいきどいたのか、「ひょっとすると、自分は精神的な病氣ではないか」となやんでいる人もいて、病気ではないとはつきりさせることでほつとする人もいます。

そういうことで、いまは、気軽に相談機関や医療機関を積極的に利用するという方が賢明かも知れません。

また、一方では、古い考え方から脱皮しきれないでいる精神病院が、なお患者の人権を制限する中で隔離的な処遇をつづけているということも事実です。

かかるからです。

これまで、いくつかの病氣についての簡単な説明をのべてきましたが、心の病氣のはなしの最後に、あえてこのことにふれた次第です。

病院の自由入院と開放化を

精神科の敷居を低くすることによつて、ほんとうにニーズにこたえる精神医療をつくっていくためには、

しばらくは、なお、外来診察の拡充とともに、入院患者の人権を守るという運動を進める必要があります。精神科病院で自由入院（任意入院）と開放化をすすめること、それは、こころの病氣の治療をすすめるために第一に大切なことです。さいきんはやりの表現でいふと、「インフォームド・コンセント」（病氣と治療

について充分に説明を受けた上で、患者自身の同意）は、他科以上に精神科において重要であります。とゆうのも、そういう自由こそこのやまいをかかえた人の治療の根本にかかるからです。



胸部レントゲン撮影を考える

続 その2 放射線被曝と労働研究グループ

各国の状況について

前回に強調しましたが、WHO（世界保健機構）は一九七三年にX線間接撮影による集団検診は効果がないという理由で集団検診の中止を勧告しました。

それを受けた形で世界各国で中止され、今だに全員を対象とした無差別強制のX線間接撮影を行っているのは日本だけです。今回は諸外国の状況についてまとめてみました。

諸外国では集検中止が常識

日本で結核検診を主たる業務とし集検を推進している財団法人結核予防会が七七年十二月に行つたアンケ

ート調査では、表のようになっていきます。集検推進の根拠にしようとした調査でも日本と同様な全員を対象としたX線間接撮影を実施している国はありませんでした。

スイス、フィンランド、ハンガリイ、チェコスロバキアの4カ国で、中、高生を対象とした検診を二～三年に一回程度実施しているだけで、成人を対象に毎年実施しているところはありません。アメリカやイギリスなど九カ国では全員を対象とした集検はすべて中止してしまったようです。どの国でも患者発見の主力は医療機関で受動的な患者発見においています。一部の国ではハイリスク

グループなどを対象に選択的な検診を補助的に行っているようです。

アメリカの場合

アメリカでは七六年X線間接撮影による集団検診を中止しました。その際、米国NTRDA（米国結核胸部疾患協会、米国肺協会）は次のような見解を発表しています。

①自動車、ポータブルX線で一般

住民のX線検査を行うことは肺結核スクリーニングの有効な方法でないし、中止すべきである。

②集団発生など非常に特殊な状況

ではツ反検査とともにX線検査を行なうべきである。

- ③このような場合、予防措置を含む適切な事後措置を行うこと。
- ④個人が行うX線検査はどこでもできるように整備すること。
- ⑤病院入院時、外来初診時などのルーチンのX線検査は継続すること。

つまり、X線による集団検診を行

わず、医療機関での患者発見に力をいれようと結論づけたわけです。現在では、一部の州、市ののみで定期検診を実施しているところもあるようですが、X線検査は行わないよう勧告が出されています。

ノルウェーの場合

選択的な検診を実施している国の中、代表としてノルウェーがあります。ノルウェーでは全国民を総背番号化

して、年齢、性、結婚状況、国籍、

結核既往歴、既往のX線所見、ツベルクリン反応、BCG接種歴、身長

／体重などの個人データをコンピュータに入力し、約四〇〇万人の国民一人一人の発病の危険率を毎年計算し、この値の高い者（ハイリスクグループ）から順に個人通知を送つて検診を行っています。七五年で、人口の十四%を検診し、患者の七〇%を発見しているようです。

集団検診は必要か

ここまで見てくると、いかに日本だけが毎年無意味なX線撮影を実施していることがはつきりしてきます。

前回述べた結核患者のり患率、発見率などを考え合わせればWHOの勧告どおりに集団検診を中止すべきだと思います。厚生省、労働省、文部省にもっと強くX線撮影による集団検診を見直すよう運動を強めていく

必要があると思います。
(次回はX線による被曝について)

表 世界各国の結核集団検診

		ス イ ス	ス イ ン ラ ン ド	フ ィ ン ギ ア	ハ ン ガ リ ー	チ エ コ ス ロ バ キ ア	ノ ル ウ エ ー	オ ー ス ト ラ リ ア	ス ウ エ ー デ ン	ペ ル ギ ー	カ ナ ダ	オ ラ ン ダ	ニ ュ ー ジ ー ラ ンド	イ ギ リ ス	ア メ リ カ
集 團 檢 診	中 學 高 校 大 學 成 人	1/3 1/3 2/4 1/3		1/2 1/3 1/2 1/2	14歳 18歳 1年と 5年 1/1~ 1/2										
選 擇 的 的 檢 診		△	○	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	△	○
受 動 的 的 發 見		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1/3は3年に1回、2/4は4年に2回の集検を実施していることを示す。
○実施 △一部実施 空欄実施せず

労災上積み補償を 考へる

(10)

紛争解決をするために支給する「

これは、上積み補償を損害賠償と
リンクさせる考え方で、支給する際

の交渉の中で損害賠償の請求意欲を
削ぐ働きをねらったものと言えよう。

六 上積み補償と損害賠償

上積み補償協定の文中に次のような条文があるとする。

「組合員の遺族または組合員本人は、業務上の事由による負傷、疾病、障害または死亡について、本協定に定める補償金以外には、会社に対し名目のいかんを問わず損害賠償の請求を行わないものとする」

条文にしたがえば、この組合の組合員は労災についての民事上の損害賠償請求はできないことになる。はたしてそんなことはあるだろうか。結論から言えば、損害賠償の請求はできるということになる。そもそも労働協約は、より有利な

労働契約のための企業内の最低水準を定めるものであって、それ以上を放棄するという協定はもともと無理なものであり、また個々の市民としての権利である損害賠償請求権を労働協約で制限することはできない。

会社の側にとって上積み補償協定を結ぶメリットの一つは、損害賠償請求の抑制と考えられている。その意味で、この条文のような規定が欲しいわけだ。だから、これほどあからさまでなくとも、次のような条文が入ることが考えられる。

「この協約に定める補償は、業務上の事由による従業員の負傷、疾病、障害または死亡に対し、会社と当該従業員またはその遺族が示談契約を締結することにより円満かつ適切な

この問題に対する基本的な労組の立場は、そもそも上積み補償とは劣悪な労災保険法上の補償内容を補うもの、つまり生活補償、生存権補償の範疇のものであり、損害賠償とは別個のものであるということである。

したがって上積み補償とは、あくまで業務上災害等について無条件に支給するものであるということをはっきりとさせておかねばならない。会

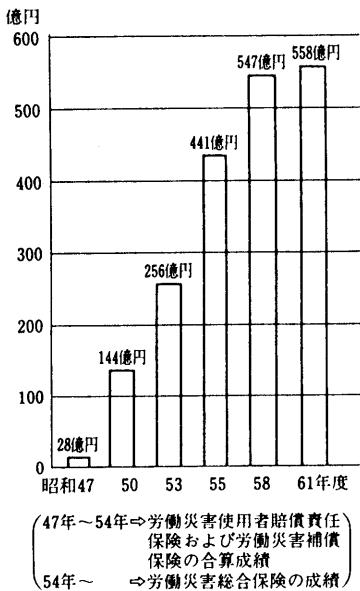
七 労災付加給付保険について

上積み補償制度を定めるため、会社が民間保険会社と保険契約をすることが増えている。(図参照) 保険会社の方でもこれを「大きなマーケット」と捉え、かなりの保険会社が「労働災害総合保険」という商品を売り出している。職業病に対する補償や通勤災害、下請負人などの特約条項を定めたり、積立型の保険も開発されている。

この保険の一般的な契約内容は、

図

「労働災害使用者賠償責任保険」、「労働災害補償保険」および「労働災害総合保険」の保険料推移



— インシュアランス統計号より —

(おわり)

労災が発生すれば、労災保険があるからそれでこと足りりとし、災害の発生を防止する努力より利益を優先する事業主の常識があるならば、それを打ち破るために、より高度な労災上積み補償協定を勝ち取る運動が必要だ。

死亡、障害について金額を定め、災害が発生し労基署が労災補償給付を支給した際に、支給するいわゆる付加給付と、被災者が損害賠償請求を起こした場合に、自動車の任意保険と同様に弁護士費用も含めて賠償を肩代わりする使用者賠償保険をセットにしたものである。会社にとっては掛金を全額損金処理できることから比較的契約しやすく、これが補償協定の締結を促進しているとも言えよう。保険料率は、労災保険の料率の割合を業種ごとに設定しているため、建設業、港湾荷役など災害の多

い業種では当然保険料が高くなる仕組みである。

自動車を運転するのに、自動車損害賠償責任保険(いわゆる強制保険)だけで任意保険にはいらない人は少ないだろう。そういう意味では、労災においても任意の保険契約をするのは当然とも言える。実際、中小企業でも業界団体での団体契約などの方法が増えており、相当に一般的なものとなってきた。しかし、これも労働組合が上積み補償の取り組みを進めてきた背景があつてのことであり、要求がなければ決して実現するものではない。

労災が発生すれば、労災保険があるからそれでこと足りりとし、災害の発生を防止する努力より利益を優先する事業主の常識があるならば、

退職や会社閉鎖と労災補償

「経理の仕事を担当し、帳簿関係はもちろん、伝票をコンピュータ端末から打ち込む仕事をしていました。

毎日の忙しさに加え、月末は殺人目的で、だんだん手、肩、腕にだるさ、痛みをおぼえ、そのうち不眠に悩まされるようになり、結局健康上の理由で退職しました。健康保険で通院していますが自己負担もあり沢然としません。労災で治療できないでしょうか。

あなたの病気は、頸肩腕障害と思われ、仕事が原因だと考えられますので、労災で治療できますし、そうすべきです。退職していることは、労災申請にとって何の妨げにもなりません。会社に在籍しているかしていいいかではなく、仕事が病気の原因であって、労災申請して認定されれば、労災補償が給付されます。退職後発病しても同様です。あなたが休業を要する状態ならば、労災保険から休業補償も支給されます。労災になれば、治療費の自己負担はなく、休業補償も健康保険のそれより高い水準ですのではあるかに有利です。

早速、もとの会社に対し、労災申請を申し入れましょう。会社は、「退職しているので労災申請には協力できない」とイヤガラセをするかもしれません。それはデタラメです。会社は申請に協力しなければなりません。

病院・主治医に対しても、労災であることを説明し労災保険扱いにしてもらいましょう。実際には、健健康保険で治療を継続し、労災認定後、さかのぼって労災保険に切り換えることになるでしょう。

会社や病院から難色を示されてもあきらめず、安全センターや労働組合に相談してください。また、労基署に申し出て指導させるという方法

白血球数(WBC)

四〇〇八〇〇

(一立方メートル当たり)

【要注意】九〇〇〇以上

三〇〇〇以下

外部から細菌が入ると、増加。

各種の感染・炎症（急性虫垂炎、肺炎、化膿等）で高値。ウイルス感染症では逆に低下。また、白血病、血液病の目安となる。

七月の新聞記事から

七・三

「娘がぜんそくの発作で死亡したのは働き過ぎが原因」と富士銀行を相手取り、損害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。

七・七

昨年夏、全国高校野球大会に出場した県立福井商業野球部の奥谷部長が、大会終了後に脳内出血で急死、遺族から出されていた公務災害申請について、地方公務員災害基金福井支部は公務による過労死と認定。

七・一

仕事中に、くも膜下出血で倒れた愛知県浦群市の市民病院の看護婦金沢さんに対し、公務外認定を取消して審査会が、公務上災害と認定。

兵庫県尼崎市平左衛門町で、同市大庄中通り土木建築業「安田組」の作業員が地下8mに埋設されている下水管内で、下水に二人が流れされ一人が死亡。作業をしていたのは全員韓国からの出稼ぎ労働者。

七・一四

瀬戸内海放送（本社・高松市）が原発反対のメッセージが入ったCMを途中で打ち切った問題で、高松市の自然食品販売会社「ちろりん村」大西社長は、高松地裁にCMの放送再開を求める仮処分申請をした。

七・一〇

関西電力が原発立地を計画している、和歌山県日高町の一松町長は、二〇日の定例議会で「健康上の都合で今秋の町長選に出馬断念を表明」一松町長は五期連続当選・関電の原発推進町長。

七・一二

一二日川崎製鉄千葉製鉄所西工場近くで、建屋解体作業中の高野工業社員の岡本さんが挟まれて死亡。一二日には関連企業の川鉄鋼板で工事中の川鉄鉄構の労働者が作業中足場が崩れ落下重傷。

七・一三

二一日全国労働安全衛生センター連絡会議長の田尻さんの市民葬が東京・青山葬儀所で行われ市民・学者らが参列し生前の田尻さんを偲んだ。

七・一四

関西電力高浜原発3号機で十八日に循環水泵の一台が自動停止した事故で、関電が県の了承する以前に運転を再開したことが明らかになり、福井県は「安全協定を無視している」と関電に厳重注意。

昭和50年10月29日第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

8月号(通巻188号)90年8月10日発行

(毎月一回10日発行)

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヶ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

ある本の時代屋

* コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-2-39 2F

☎(06)468-5941

不要になった
本がありました
どうぞ下さい。
とりに行きます
まで 神谷まで

止むなく労働者センター

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672